

＜「日本言語技術教育学会」会則＞

1992年1月26日施行

2019年7月20日改正

2022年7月 1日改正

2023年7月 1日改正

第Ⅰ章 名称

第1条 本学会は、日本言語技術教育学会と称する。

第Ⅱ章 目的

第2条 本学会は、言語技術教育の創造を期し、もって、我が国の国語科教育の改革および発展に貢献することを、目的とする。

第Ⅲ章 事業

第3条 本学会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 国語科教育の理論と実践の現状分析にともなう改革運動の推進と提言
- ② 会員の言語技術教育の創造にともなう理論と実践の研究・交流の促進と援助
- ③ 機関誌『言語技術教育』その他の刊行
- ④ 年次研究大会「日本言語技術教育学会大会」および研究集会の開催
- ⑤ 内外における関係研究団体との連絡・提携
- ⑥ 前条の目的にそったその他の事業

第Ⅳ章 会員

第4条 本学会に入会を希望する者は、所定の申し込み手続きをとることによって、会員となることができる。

第5条 会員は、本学会の年次研究大会・研究集会および機関誌その他の刊行物において、時間および頁数の許す範囲内で、自己の研究成果を発表することができる。

第6条 会員は、会費 3000 円を入会時に納める。ただし、財政上必要と認められる場合には、総会の承認にもとづく追加会費を納める。また、年次研究大会および研究集会に参加する場合には、その都度、定められた参加費を払うものとする。

第7条 会員は、退会届けを提出することによって、いつでも、退会することができる。

第Ⅴ章 役員

第8条 本学会に、次の役員を置く。

- ① 会長（代表理事） 1名
- ② 会長代行（副会長） 3名

- ③ 常任理事 若干名
- ④ 理事 15～25名
- ⑤ 監事 2名

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は、本学会を代表し、総会および理事会を招集して議長をつとめる。
- 2 会長代行は、会長に支障があるとき、会長の仕事を代行する。
- 3 常任理事は、本学会の日常の運営にあたる。
- 4 理事は、本学会の基本的な事項の審議に参加する。
- 5 監事は、本学会の会計を監査する。

第10条 役員の選出は、次の規定による。

- 1 理事は、会員の中から、会長の推薦にもとづき、総会の承認を得て、選出される。
- 2 会長・会長代行および常任理事は、理事の互選によって、選出される。
- 3 監事は、理事会の推薦にもとづき、会長が委嘱する。

第11条 役員の改選は、次の規定による。

- 1 改選期に選出・委嘱された役員の任期は、3学会年度とし、再任を妨げない。
- 2 前項以外の時期に選出・委嘱された役員の任期は、次の改選期までとし、再任を妨げない。

第VI章 会議

第12条 本学会は、次の会議を開く。

- ① 総会
- ② 理事会
- ③ 常任理事会
- ④ 年次研究大会
- ⑤ 研究集会
- ⑥ その他、会長または常任理事会が必要と認めた会議

第13条 全会員によって構成される総会は、毎年一回、年次研究大会の期間中に開かれ、本学会の予算・決算の報告を受けるほか、理事の承認・本会則の改正など、とくに重要な事項について審議・決定する。ただし、総会の定足数は出席者数とし、総会の決定は、出席者の過半数の賛成によって行われるものとする。

第14条 全理事によって構成される理事会は、必要に応じて開かれ、予算・決算・事業計画・事業報告などの重要な事項を審議・決定する。ただし、理事会の定足数は理事の過半数（委任状を含む）とし、理事会の決定は出席理事（委任状を含む）の過半数の賛成によって行われるも

のとする。

第15条 全常任理事によって構成される常任理事会は、予算・決算・事業計画・事業報告などを立案するほか、本学会の日常事項について審議・決定する。ただし、常任理事会の定足数および意志決定手続きは、同会が自ら定めるところによるものとする。

第16条 年次研究大会は、毎年一回、開かれるものとする。

第17条 研究集会は、常任理事会の決定にもとづき、随時、各所で開かれるものとする。

第Ⅶ章 年度

第18条 本学会の「学会年度」は、年次研究大会の開始当日から、翌年の年次研究大会の開始前日までとする。

第Ⅷ章 会計

第19条 本学会の経費は、会費・追加会費・参加費・事業収入・補助金・寄付金その他の収入をもって、これにあてる。

第Ⅸ章 事務局

第20条 本学会に、事務局を置く。

- 1 事務局の所在地は、理事会の承認を得て、会長が定める。
- 2 事務局に、事務局長一名および幹事若干名を置く。
- 3 事務局長および幹事は、常任理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 4 事務局の所在地は事務局長の勤務先所在地とする。

第Ⅹ章 付則

第21条 理事会の承認により、本学会に次の組織を置く。

- 1 大会実行委員会
- 2 紀要編集委員会

第22条 本会則の改正には、総会の承認を要する。

第23条 第10条の規定にかかわらず、本学会創立時においては、発起人が理事となり、発起人の互選により、会長を選出する。

第24条 本会則は、1992年1月26日から施行される。

第25条 本会則の改正は、改正案が総会で承認された翌日から施行される。

附則（2019年7月20日改正事項）

第20条4 事務局の所在地を変更した。

附則を付記した。

（2022年7月1日改正事項）

第8条② 会長代行（副会長）の人数を変更した。

第20条4 事務局の所在地を変更した。

第 21 条を新設した。

第 21 条の新設に伴い，第 22 条以降の条項数を変更した。
附則を付記した。

（2023年7月1日改正事項）

第 20 条 4 事務局の所在地に関わる規則を変更した。